# 広報こしじ

第11号
新潟県三島郡
発行所　越路町役場
越路町公民館
電話　来迎寺局2番
印刷所　長岡市北越印刷


**41年2月の人口動態**

| 住民登録人口（2月末日現在） | |
|---|---|
| 世帯数 | 2,951 |
| 人口 | 15,087人 |
| 内訳 男 | 7,287人 |
| 〃 女 | 7,793人 |

2月の住民移動状況

| | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 出生 | 7人 | 10人 | 17人 |
| 死亡 | 6人 | 2人 | 8人 |
| 内訳 入 | 45人 | 26人 | 71人 |
| 内訳 出 | 26人 | 20人 | 46人 |
| 内訳 転入 | 6人 | 4人 | 10人 |
| 内訳 転出 | 20人 | 24人 | 44人 |

**今月の主要記事**


▽三月定例町会案件
▽財政再建完了にあたって
▽年々減る小学校入学児童
▽四月一日からメートル法
▽春の火災予防運動と清掃美化運動の実施
▽町内農業年雇の標準賃金決る
▽成人式四月下旬ごろ
▽町の農業年雇の標準賃金決る


◎役場のでんわ番号が3月25日より変っています。代表番号は三〇〇番です。

## 三月定例町会開会
# 赤字解消成る
### 三カ年で一億一千万円償還

昭和41年度予算を審議する三月定例町会は、3月11日招集され、一般会計当初予算をはじめ、国保、ガス、簡易水道予算および十数件の条例案が提案された。特に昭和38年度から財政再建計画により解消に着手した一般会計の赤字1億1千12万9千円が昭和40年度の最終予算で完全解消の見とおしとなり当初計画期間の半分（三年）で償還が終わるわけである。

提出された議案の概要は次のとおり。

**議案1号　町議会議員の報酬及び費用弁償条例の一部改正条例**
○条例内の旅費の規定で宿泊料を一泊県内2千円、県外2千3百円に改めたもの

**議案2号　非常勤特別職の報酬及び費用弁償条例の一部改正条例**
○非常勤特別職のうち次の各委員の報酬額等を改める条例

| 区分 | 報酬額 |
|---|---|
| 農業委員会長 | 月4千5百円 |
| 〃副会長 | 〃2千4百円 |
| 〃委員 | 〃1千9百円 |
| 監査委員 | 月3千3百円 |
| 〃委員 | 月2千2百円 |
| 選管委員長 | 年4千円 |
| 〃委員 | 〃3千円 |

旅費のうち宿泊料

| | 一泊 |
|---|---|
| 県内 | 2千3百円 |
| 県外 | 2千3百円 |

**議案3号　職員の旅費に関する条例の一部改正条例**
○宿泊料を次のように改める条例

| | 一泊 |
|---|---|
| 県内 | 2千円 |
| 県外 | 2千3百円 |

**議案4号　議会出席公聴会参加者、農業委員会証人等の実費弁償条例の一部改正条例**
○前号と同内容

**議案5号　越路町消防団の設置条例**

**議案6号　消防団の定員・任免・給与・服務に関する条例**
○五・六号議案の条例は消防組織法の趣旨にもとづいて、同法を整備した条例であり現行の消防団条例は廃止されるもの。

**議案7号　越路町国民健康保険条例**

**議案8号　国民健康保険条例**

**議案9号　国民健康保険給付準備金の設置・管理・処分条例**

**議案10号　越路町簡易水道使用料条例の一部改正条例**
○町営簡易水道の給水料金等を一部改めるもの

**議案11号　越路町簡易水道条例の一部改正条例**
○第22条（料金等の規定）を削除したもの

**議案12号　財政事情の作成公表条例の一部改正条例**
○地方自治法の改正に伴ない町の財政事情の公表に関する条例の根拠条文を改めたもの

**議案13号　飯塚地区土地改良事業の分担金賦課徴収条例**

**議案14号　越路町立学校給食センター設置条例**
○学校給食の充実と適正な運営をはかるため町内二か所（西部・東部）に給食センターを設置するための条例

**議案15号　越路町児童館設置条例**
○児童福祉法に基づいて新たに全町道の認定がえをするもの

| 道路名 | 数 |
|---|---|
| 総延長 | 3百52km |

**議案16号　新潟県町村入会の設立について**
○県内全町村で公平委員会などの事務を共同処理する人事事務組合を設立するための議決を求めるもの

**議案17号　越路町分担金条例の一部改正条例**
○町の分担金条例の中に排水事業に関する分担金の項目を加える条例

**議案18号　飯塚地区土地改良事業（かんがい・排水）施行認定について**

**議案19号　来迎寺地域排水事業費負担について**
○来迎寺停車場地域の排水事業実施について経費の一部を町で負担することについて審議するもの

**議案20号　林道開設工事施行認定について**
○岩田地内の県営雪害樹試験地に通じる林道南河内線を県費補助事業で改良整備するもの

**議案21号　町道の廃止について**
○県道の路線変更により町道小沢西野飯島線が県道に編入されたので、この町道を廃止し、新らたに才津中沢線を町道に認定するもの

**議案22号　町道の認定について**
○県道の路線変更により町道小沢西野飯島線が県道に編入されたので、この町道を廃止し、新らたに才津中沢線を町道に認定するもの

**議案23号　町道認定全部改正について**
○地方交付税の対象となる町道の再調査を行ない実側に基づいて新たに全町道の認定がえをするもの

| 道路名 | 数 |
|---|---|
| 総延長 | 3百52km |

**議案24号　須川河床掘さくについて**
○浦地内須川沿えい耕地の河床が土砂の堆積により漢水を防ぐため有料道路から上流の須川の河床浚さらえを実施するというもの

**議案25号　土木事業費分担金の減免について**
○県道舗装事業費の地元分担金のうち、塚山小学校前の部分については、公共施設で解消することが適当であるとして減免するもの

**議案26号　専決処分報告**
○昭和40年度ガス事業会計補正予算

**議案27号　財政再建計画変更について**
○財政再建期間を年度当初から計画より一年短縮して三か年とし昭和40年度中に再建を完了するというもの

**議案28号　昭和40年度一般会計補正予算**
○歳入歳出の総額から一千百万9千円を減額して2億2千91万7千円とし歳入の繰上充用金が全額減らされて赤字解消となっている。

**議案29号　昭和40年度国民健康保険特別会計補正予算**
○歳入歳出総額にそれぞれ百万6千円追加して5千2百28万4千円とするもの

**議案30号　昭和41年度一般会計予算**
○総額2億1千2百24万円で前年当初予算より6百13万1千円少なくなっている

**議案31号　昭和41年度国民健康保険特別会計予算**
○総額5千4百26万6千円で前年当初より4百26万5千円増となっている

**議案32号　昭和41年度ガス事業会計予算**
○事業収支総額

| | |
|---|---|
| 2千6百32万8千円 | |
| 資本的収支総額 | |
| 2千9百41万2千円 | |

**議案33号　昭和41年度簡易水道事業特別会計予算**
○総額百66万9千円で前年当初より15万5千円増となっている

**請願関係**
町商工会および農業共済組合からそれぞれ商工会館建設事業費、大型防除機械購入費等についての財政負担の請願がある。

## 財政再建完了にあたって
町長　白井又三郎

昭和37年度決算において一億1千12万9千円の多額の赤字を生じ、昭和38年度から六か年の計画で、財政再建・産用団体として再建計画にもとづき赤字の解消に努力しましまりましたが、幸いにいたしまして六か年の計画より三か年に短縮、昭和40年度をもって赤字額全額を解消することができることになりました。

町民各位に対し深くおわびを申し上げるとともにご理解あるご協力に対し心からお礼を申し上げる次第でございます。

学校建設、道路橋梁等の整備改良及び新しい町づくりにかなりの成果を挙げたとは申しながら1億一千12万9千円の赤字の額は、当町の財政規模からいたしまして非常に多額なものであり、六か年の期間内に解消することに大きな心配があった次第でございますが、国及び県当局の財政援助と税の増徴をお願いして歳入の増収を図り、一方歳出面につきましては、人件費につきましては町議会議員各位をはじめ各種委員の絶大なる協力をいただき極力節減を図り、一方建設事業につきましても極力抑制に努め、少しでも多く事業費に充当できるよう財政運営について配慮をいたしてまいりました。

しかしながら限られた財源の中で赤字の解消を優先的に考慮しながら事柄ですので、各種事業の面でご迷惑とご不満が数多くあったことと存じ重ねておわびし上げる次第でございます。

財政再建が完了いたしましたのも、更に一年は国の監督指導を受けることになっておりますが、再建完了の見通しに当って、先ずもって増税負担をお願いいたしました固定資産税を0.1%減じ旧来の姿に復し、再び かかる事態の生じないよう今後予算の編成執行には充分意をもいるとともに、再建中にもたらされた各種のヒズミの是正と明るい町づくりにけん命の努力をいたしたいと考えております。

町長の施政方針演説

**赤字解消計画と赤字解消額**　（単位　千円）

| 年度 / 区分 | 昭和38年度 | 昭和39年度 | 昭和40年度 | 昭和41年度 | 昭和42年度 | 昭和43年度 | 計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当初赤字解消計画 | 12,280 | 16,830 | 21,930 | 22,380 | 20,800 | 15,900 | 110,129 | 再建期間6年間を3年間短縮したもの |
| 赤字解消額 | 23,437 | 40,401 | 46,091 | — | — | — | 110,129 | |
| 当初計画をしたがって解消した額 | 11,157 | 23,571 | 24,161 | — | — | — | — | |

## 四月四日は小学校入学式
### 年々減る入学児童
### 十年前の半分以下に

町の人口は、先回の国勢調査の結果からも、減少の一途をたどっていることは明らかで、今年入学する小学校の児童数も激減してきている。

世間では学校の増築だ、ヤレ試験に入学難だ、入学難だとさわがれているが、それは高等学校や大学のことで、小学校、中学校では子供がどんどん減ってきている。

この減少の状況からして近い将来には学校を統合する必要に迫まられる時期が来ることは多くの人が知っているかも知れないなどと言い出すと、ヘンに聞こえるかも知れないが、これは現在の現象を重くみて、学級編成の基準人数をへらすことは現在各学校で不足している特別教室（音楽室とか工作室とか家庭科用の教室など）に転用させたり、あるいはまた、幼稚園教育の充実とかみあわせて、教室の余る学校に幼稚園を設けさせるなどいろいろのことを考えているようだ。

でも別の見方をすれば、今までが大体一クラスの人数が多すぎたのであって、ちかごろやや普通の状態を経てだんだん理想的な教育環境に落ちつくだけの変化結構なことだともいえる。

しかし経済的な学校経営ということから考えれば、どこの町でも一応学校の統合という方向へ向かうことは必至とみるのが適当であろう。

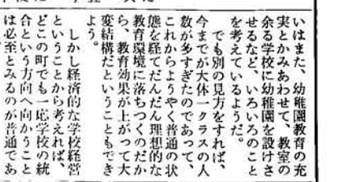


**小学校入学児童数**

| 学校名 | 和暦 | 昭和33年度 | 昭和34年度 | 昭和35年度 | 昭和36年度 | 昭和37年度 | 昭和38年度 | 昭和39年度 | 昭和40年度 | 昭和41年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 来迎寺小学校 | 男 | 30 | 31 | 32 | 32 | 21 | 19 | 24 | 25 | 30 |
| | 女 | 36 | 29 | 31 | 21 | 22 | 28 | 15 | 24 | 30 |
| | 計 | 66 | 60 | 63 | 53 | 43 | 47 | 39 | 49 | 60 |
| 越路小学校 | 男 | 25 | 24 | 27 | 17 | 15 | 27 | 13 | 6 | 17 |
| | 女 | 34 | 29 | 26 | 36 | 19 | 27 | 21 | 12 | 18 |
| | 計 | 59 | 53 | 53 | 53 | 34 | 54 | 34 | 18 | 35 |
| 神谷小学校 | 男 | 14 | 8 | 5 | 10 | 7 | 7 | 11 | 7 | 9 |
| | 女 | 12 | 5 | 8 | 10 | 7 | 7 | 7 | 6 | 4 |
| | 計 | 26 | 13 | 13 | 20 | 14 | 14 | 18 | 13 | 13 |
| 中野俣小学校 | 男 | 19 | 15 | 22 | 15 | 12 | 14 | 13 | 8 | 7 |
| | 女 | 20 | 12 | 19 | 15 | 12 | 14 | 12 | 10 | 14 |
| | 計 | 39 | 27 | 41 | 30 | 24 | 28 | 25 | 18 | 21 |
| 福山小学校 | 男 | 42 | 27 | 35 | 32 | 28 | 27 | 26 | 26 | 25 |
| | 女 | 32 | 30 | 35 | 35 | 30 | 30 | 27 | 33 | 23 |
| | 計 | 74 | 57 | 70 | 67 | 58 | 57 | 53 | 59 | 48 |
| 東谷小学校 | 男 | 13 | 17 | 8 | 10 | 10 | 7 | 10 | 5 | 11 |
| | 女 | 16 | 15 | 13 | 12 | 10 | 10 | 12 | 8 | 5 |
| | 計 | 35 | 32 | 20 | 22 | 20 | 17 | 22 | 13 | 16 |
| 西福小学校 | 男 | 62 | 78 | 68 | 61 | 58 | 54 | 46 | 45 | 34 |
| | 女 | 70 | 47 | 71 | 44 | 51 | 47 | 33 | 34 | 32 |
| | 計 | 132 | 123 | 140 | 105 | 109 | 100 | 101 | 79 | 75 |
| 石淵小学校 | 男 | 21 | 14 | 20 | 17 | 17 | 8 | 9 | 10 | 6 |
| | 女 | 18 | 15 | 19 | 9 | 16 | 16 | 14 | 10 | 5 |
| | 計 | 39 | 29 | 39 | 26 | 33 | 24 | 23 | 20 | 11 |
| 曽倉小学校 | 男 | 3 | 5 | 4 | 3 | 5 | 6 | 4 | 5 | 4 |
| | 女 | 7 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | 計 | 10 | 8 | 6 | 5 | 6 | 7 | 5 | 6 | 6 |
| 小学校計 | 男 | 229 | 221 | 235 | 206 | 173 | 164 | 160 | 136 | 147 |
| | 女 | 245 | 178 | 235 | 186 | 175 | 167 | 144 | 136 | 129 |
| | 計 | 474 | 399 | 470 | 392 | 348 | 331 | 304 | 272 | 276 |

## 成人式四月下旬ごろ

戦後20年の日本の歩みと共に成長した青年男女を祝い励ます成人式は、4月下旬（4月24日頃の予定）に挙行することに決定しました。

このたび成人式を迎える対象者は昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までに生まれ、昭和41年4月1日現在越路町に住所を有する方で、男66名、女87名、計百35名ほどであります。

今年の成人式は昨年と内容は同じですが、青年集団のない当町の状態を考え、青年相互の交友と研修の機会を多くするため、野外活動、学習、レクリエーション、対外研修会派遣、青年の集いなどを行う予定です。

成人になったからと云って、生活様式や考え方が変化するわけではないが、精神的な区切りとして、自覚を新たにしていただきたい。

しかも認められた社会的権利を主張する前に大人としての義務がある事を認識しなければならない。

なお、後日案内状を送付しますが、その後異動されたり町役場、公民館係宛に連絡してください。

式当日は、平服で参列していただきますが、各家庭におかれて、たくさんし成長されたわが子に期待と激励を送っていただきたいものです。

## 五月に県知事選挙
### 補充選挙人名簿の登録
### 申出を早目に

補充選挙人名簿は、選挙申出書を提出しなければなりません。

昨年12月21日以降満20才になった人は昨年6月16日以降当町に転入して来た人は急いで申出をしてください。

## 農繁期の給食利用

農家労働力の不足おりから、農繁期の昼食などの弁当を給食（調食のみ）の利用によって少しでも生産力に ふりむけることができたらどんなものでしょうか。

一人前80円と百円（重箱入）で部落ごとに30個以上まとまればカロリーに富んだ"馳走"が配達されるわけです。

実施方法については農業委員会で研究中です。

ご意見ありましたらおきかせください。

## ガス工事の申し込み

家屋の増改築によりガス管の移転・撤去・新設などを希望される方は、工事実施の一週間位前に、印かんを持参して越路町ガス供給所へ申し込んで下さい。

## 春の清掃美化運動
# 川へゴミ捨ては違反
### 焼いて埋めてOK

春の清掃美化運動が実施されましたが、最近ゴミ捨て場に、清潔な生活環境をつくることにより病原菌の温床を除くことが第一と思います。

我々が生活するところに、ゴミ捨て場に、清潔な生活環境をつくることにより病原菌の温床を除くことが第一と思います。

我々が生活するところにはじん介の排出は絶対ににけられない問題であり、文化生活の進歩と並行し排出量や質が多種多様なものとなり、この処理を軽視することは最も危険で生活を不愉快にし、衛生上も害悪を起すことになります。

しかしそのことの処理方法に問題があります。

現在、河川や土手などを捨て場としている方もありますが、公衆衛生上好ましくありません。また河川法にも違反します。このようなことのないようにして下さい。

じんかいは一定の場所で焼くなり、埋めるなりするようお願いいたします。

## 春の火災予防運動
### 四月一日より一週間

4月1日より一週間県下一斉に春の火災予防運動がおこなわれ、町もこれと歩調を合せて実施いたします。

春は空気が乾燥し、一年中でもっとも危険な季節です。火災予防に万全のそなえをしておくようお願いいたします。

◎もみがら焼、たき火
もえやすいもの、油類、火薬類等の近くはさけ、水バケツや消火器を用意し必ず監視人をおいて下さい。

又一日の天気予報を聞くようにし、風の強い日や警報が発令された時はしないようにしましょう。

◎タバコの吸ガラ
全国の火災原因の首位はタバコです。吸いながらやマッチのもえさしなど立近かった火の元に注意して下さいなお、また町では子供の火遊びによる火災が最も多いので、マッチやライターは子供の手のとどかないところに置いておくようにしましょう。

◎火気使用の設備、器具
ストーブ、ガス器具、火消しツボなどの点検、故障や破損したものは使わないようにしましょう。

◎石油類の保管等
一定数量以上の石油類を貯蔵または取扱われる時は、県知事の許可を受け消防法に定められた基準に合格する施設をつくらなければなりません。また、排抵機などに使用する少量のガソリンや軽油類も次の表にかかげる数量以上を消防法に届け出て少なくとも次の基準を守って下さい。

| 品名 | 一定数量 |
|---|---|
| ガソリン | 一〇〇リットル以上 |
| 軽油・灯油 | 一〇〇〇リットル以上 |
| 重油・潤滑油・動植物油 | 四〇〇〇リットル以上 |

町長に届出

◎火災警報の発令
乾燥期雪の重みや風で棚突が破損しているのでよくしらべ悪いところは早急に修繕しておくこと。また煙突掃除は定期的に少なくとも月2回以上行うようにしましょう。

◎火気厳禁の期間
冬期間雪の重みや風で棚突が破損しているのでよくしらべ悪いところは早急に修繕しておくこと。また煙突掃除は定期的に少なくとも月2回以上行うようにしましょう。

◎火災のおそれのある場合
○屋根の上、または、隣近所に応援を求め、消火にあたるとともに、近くの消防団員、または役場、有線放送本部など最も便利なところへ「○○部落の○○学校附近の○○の家が火事です」の要領ですみやか通報して下さい。

## 農繁期の通報

○万一、火事になったときは、隣近所に応援を求め、近くの消防団員、または役場、有線放送本部など最も便利なところへ「○○部落の○○学校附近の○○の家が火事です」の要領ですみやか通報して下さい。

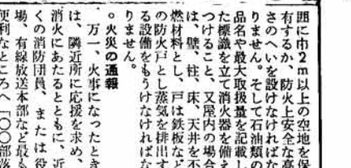
農作業が始まった

## 4月1日からメートル法
### 土地も建物も

メートル法が実施されてから「土地・建物」の計量単位は、昭和41年3月31日まで猶予期間とされましたが、いよいよ4月1日から「メートル法」になります。

4月1日から「土地・建物」について取引・登記申請・税務・公証の証明・業務上の計量行為はすべてメートル法に一本化されなければなりません。

これは町だけでなく全国土にわたるほう大な土地・建物に関連する大事業であるだけに、これからの作業で、かつ適当な事務を必要とするので思わぬ混乱が生ずるおそれがないとはいえないのですが、みなさんの理解と協力をお願いいたします。

なお次報から「土地、建物」の計量単位などについて説明いたします。

## 学校紹介
### 来迎寺小学校

急な登校道路を少し登ればとどこの学校もほぼ似た特徴である長い建物と正面にくっきり白く高いケヤキが見える、そして右にかしかやや普通の状態を経てだんだん理想的な教育環境に落ちつくだけの変化結構なことだともいえる。

しかし経済的な学校経営ということから考えれば、どこの町でも一応学校の統合という方向へ向かうことは必至とみるのが適当であろう。

この来迎寺小学校は、明治16年に外新田小学校分校として来迎寺小学校として、同年東北電力来迎寺電業所の明治44年現在の場所に移転されたものであり、この学校は昭和34年より完全給食を実施しており、その効果も大きくあらわれ、変食児の絶滅、栄養のよくなったことなどの共同利用や経営の面でも若干問題はあるが、かしそうほうの協力で上手に運営しています。

また一方、この学校は昭和34年より完全給食を実施しており、その効果も大きくあらわれ、変食児の絶滅、栄養のよくなったことなどの共同利用や経営の面でも若干問題はあるが、かしそうほうの協力で上手に運営しています。

この学校の教育目標は『強く（自律）正しく（合理）明るく（情操）豊かな日常習慣を身につける』スポーツ内は職員の指導方針）である。

強く（自律）には、学校で運動能力の基準を幾つかの級に決めて、自分の努力でこの級を昇って行く、昇った者とされる。これは本人の積極的な意志力が必要である。

正しく（合理）には、科学教育に力を入れ、発明やふうの展示会を年に2回やり表彰している。

明るく（情操）には、クラブ活動を通して活発に行っている。（鹽波校長談）

越路分校　運動場　来迎寺小学校々舎　給食室

## 美しい心
来迎寺小学校五年　郷　光子

## 児童数
（41年3月15日現在）

| 学年 | 児童数 | 学級数 |
|---|---|---|
| 一年 | 四六人 | 一 |
| 二年 | 五二人 | 二 |
| 三年 | 四〇人 | 一 |
| 四年 | 五二人 | 二 |
| 五年 | 四六人 | 一 |
| 六年 | 四二人 | 一 |
| 計 | 二七八人 | 八 |

教員数　一〇人
用務員　一人

## みんなの広場
投書欄

**問**　先日狂犬病に関する映画を見て改めて恐しさを感じましたが、最近近辺に飼いにしているのよがなくなっているものですか。

**答**　狂犬病ということについては最近発生件数が少くその恐怖感がやわらいでいるのは事実ですが、もし咬まれて発病した場合は再起不能に陥ちいることがあるので放し飼をしないで分注意をしています。本年度は狂犬病予防法に野犬の捕獲など一斉取締りを強化致しております。そこで犬を飼ったら必ず登録及び予防注射（春秋二回）を受けての鑑札を首輪に付けていないと三万以下の罰金科料を課されます。また犬を放し飼にする人取締条例によって告発され一万円以下の罰金または拘留にされられますので愛犬者は充分注意されたい。

■小児マヒ生ワクチン投与
昨年都合で生ワクチン投与を受けることのできなかった小学生さんは次の日程により実施します。母子手帳ご持参の上おいで下さい。通知書を配布しましたが、該当者さんは役場町民課までご連絡下さい。

| 実施日 | 時間 | 場所 |
|---|---|---|
| 4月12日 | 午前10時～11時 | 越路町役場で |
| | 午後1時～1時半 | 千塚中学校で |
| | 午後2時～3時 | 岩塚小学校で |

■知能や体の発育のおくれている子供、神経や肢体に障害のある子供の幸せな社会を造ってやる心身障害児育成会を結成いたします。関係父兄の全員のご参加をお待ちしています。
期日　4月15日午後一時
会場　越路町役場
会費　年間1人百円

■移動証明の発行のご注意
移動証明を必要とされる方は健康保険証と認印をお持ちになり、行先と番地までくわしく申し出下さい。
移動証明の有効期間は発行の日より14日以内ですから、この期間中に行先の市町村役所へ届出を済ませて下さい。
なお、この証明は、行先と番地が不明、または、届出期間を過ぎた場合は、必ず役場または保健所にご連絡下さい。

■建築証される方へ
住宅その他の建物を新築又は増築される方は、着工される前に必らずお届けください。
建築基準法にもとづいて届出を必要とする面積は10平方メートル（3.3坪）以上となっております。
なお、車庫などの特殊建築物もあって、防火構造などの関係もあって、確認申請を必要とする場合もあります。
これらの届出又は確認申請については、もよりの建築士又は役場土木課にお問いあわせください。
書類の用紙は土木課に備えてあります。

■県税（自動車税）は4月30日まで
昭和41年度から自動車税育成会費を結成いたしました。
第1期分の納期が、4月となります。
自動車をお持ちの方には4月中旬に納税通知書が送られます。
4月30日の納期限までに完納されるようお願いします。

■ブルトーザの使用申込みは早目に
道路改修、土地改良事業等を実施するために、町有のブルトーザを使用されたい方は、事業の内容や借入れの希望時期などを明らかにして、できるだけ早目にお申込みください。
事業の実施計画をたてて、できる限りご要望に応じたいと思いますので、締切期限については特にお守りください。
申込先　役場土木課
期日　四月二日まで
申込用紙は土木課に用意してありますので、認印をお持ちください。


役場の
でんわ
が変ります
代表番号は
300番です
ほかに301、302番
有線電話はそのまま


長岡財務事務所